

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月18日（金）第2950号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

| | | |
|----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○被災者生活再建支援法に基づく自然災害の認定 | （社会福祉課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○道路の区域の変更（6件） | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○道路の供用の開始（4件） | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） | 7 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） | 7 |

公 告

| | | |
|-----------------------------|------------|----|
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（11件） | （商工政策課取扱い） | 7 |
| ○落札者等の公告 | （会計課取扱い） | 14 |

告 示

鹿児島県告示第1073号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

阿久根市脇本字大漉上11545番，字上瀬崎山11546番1から11546番4まで，字松ヶ根脇11646番1から11646番7まで，字木生坊11647番

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1074号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

阿久根市大川字松岡4955番4, 4956番3, 4958番1, 4958番2, 4958番7から4958番9まで, 4958番11, 4959番, 4965番1, 4965番2, 4967番1, 4967番2, 4969番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1075号

平成25年9月20日農林水産省告示第2456号（以下「告示第2456号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 所在が不分明な者の氏名

黒岩義夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿屋市吾平町麓字砂ヶ野6283番, 6287番

(2) 変更後の指定施業要件

告示第2456号の変更後の指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第1076号

平成25年10月7日に与論町の区域内において発生した台風第24号災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1077号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|-----|-----|-----|------------|--------|-------|---------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|----------------------|--------------|----------------------------|-------|------------|------|
| 曾於南部ヘルパーステーション | 志布志市志布志町志布志三丁目25番18号 | 株式会社スマイルサポート | 肝属郡肝付町後田5568番地1 | 松元 健作 | 平成25年10月1日 | 訪問介護 |
| デイサービスあさに | 奄美市名瀬朝仁新町11番37号 | 株式会社ケアネット徳洲会 | 東京都千代田区麹町二丁目三番地三号FDC麹町ビル4階 | 徳田 恵子 | 平成25年10月1日 | 通所介護 |
| デイサービスむけいん | 霧島市国分府中59番地1 | 株式会社ニューロン | 霧島市国分府中59番地1 | 笠毛 桂子 | 平成25年10月1日 | 通所介護 |
| デイサービスみんなの樹 | 志布志市志布志町安楽2323番地 | 株式会社みんなの樹 | 志布志市志布志町安楽2223番地3 | 鬼塚 大作 | 平成25年10月1日 | 通所介護 |
| ミニ☆デイゑん | 志布志市志布志町志布志三丁目25番18号 | 株式会社スマイルサポート | 肝属郡肝付町後田5568番地1 | 松元 健作 | 平成25年10月1日 | 通所介護 |

鹿児島県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|----------------------|--------------|-------------------|--------|------------|---------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 居宅介護支援事業所観麗 | 垂水市牛根麓129-イ | 株式会社観麗 | 霧島市国分下井640番地6 | 井手元 誠 | 平成25年10月1日 | 居宅介護支援 |
| 居宅介護支援事業所「笑ふる」 | 薩摩川内市若松町5-8 | 医療法人静和会 | いちき串木野市湊町一丁目208番地 | 田中 英世 | 平成25年10月1日 | 居宅介護支援 |
| 曾於南部福祉介護支援センター | 志布志市志布志町志布志三丁目25番18号 | 株式会社スマイルサポート | 肝属郡肝付町後田5568番地1 | 松元 健作 | 平成25年10月1日 | 居宅介護支援 |

鹿児島県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|----------------------|--------------|----------------------------|--------|------------|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 曾於南部ヘルパーステーション | 志布志市志布志町志布志三丁目25番18号 | 株式会社スマイルサポート | 肝属郡肝付町後田5568番地1 | 松元 健作 | 平成25年10月1日 | 介護予防訪問介護 |
| デイサービスあさに | 奄美市名瀬朝仁新町11番37号 | 株式会社ケアネット徳洲会 | 東京都千代田区麹町二丁目三番地三号FDC麹町ビル4階 | 徳田 恵子 | 平成25年10月1日 | 介護予防通所介護 |
| デイサービスむけいん | 霧島市国分府中59番地1 | 株式会社ニューロン | 霧島市国分府中59番地1 | 笠毛 桂子 | 平成25年10月1日 | 介護予防通所介護 |

| | | | | | | |
|-----------------|------------------------------|------------------|---------------------------|-------|----------------|--------------|
| デイサービスみ んなの樹 | 志布志市志布志 町安楽2323番地 | 株式会社みんな の樹 | 志布志市志布志 町安楽2223番地 3 | 鬼塚 大作 | 平成25年 10月1日 | 介護予防 通所介護 |
| ミニ☆デイゑん | 志布志市志布志 町志布志三丁目 25番18号 | 株式会社スマイ ルサポート | 肝属郡肝付町後 田5568番地1 | 松元 健作 | 平成25年 10月1日 | 介護予防 通所介護 |

鹿児島県告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路 の 種類 | 路 線 名 | 変 更 の 区 間 | 変更 前後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|---------------|-------|--|----------------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 颯娃川辺線 | 南九州市知覧町瀬世字田淵ノ上729番1地先から同市知覧町西元字木佐貫原14667番2地先まで | 前 | 6.2～28.8 | 3,516.1 |
| | | | 後 | 6.2～28.8 | 3,516.1 |
| | | | 後 | 13.0～70.4 | 2,224.2 |

鹿児島県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路 の 種類 | 路 線 名 | 変 更 の 区 間 | 変更 前後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|---------------|-------|---|----------------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 枕崎知覧線 | 南九州市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先から同市知覧町西元字前畑5594番1地先まで 南九州市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで | 前 | 9.7～33.0 | 1,340.5 |
| | | | 後 | 6.2～33.0 | 3,019.3 |
| | | | 後 | 9.7～82.5 | 1,712.0 |

鹿児島県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-----------|---|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 野間十三番西之表線 | 熊毛郡中種子町野間字後ノ平2252番7地先から同町野間字上ノ山2699番3地先まで | 前 | 11.8～57.5 | 1,250.0 |
| | | | 後 | 11.8～57.5 | 1,250.0 |

鹿児島県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----------|--|-------------|
| 県道 | 野間十三番西之表線 | 熊毛郡中種子町野間字門立山2461番3地先から同町野間字落水2603番1地先まで | 平成25年10月18日 |

鹿児島県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|--------|-----------------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 顛娃宮ヶ浜線 | 指宿市西方字後迫6420番1地先から6416番地先まで | 前 | 12.1～23.0 | 53.9 |
| | | | 後 | 12.4～31.2 | 53.9 |

鹿児島県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|--------|-----------------------------|-------------|
| 県道 | 顛娃宮ヶ浜線 | 指宿市西方字後迫6420番1地先から6416番地先まで | 平成25年10月18日 |

鹿児島県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|--|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 篠川下福線 | 大島郡瀬戸内町大字篠川字能佐74番5地先から同町大字篠川字深山209番1地先まで | 前 | 6.2～53.5 | 1,359.2 |
| | | | 後 | 6.2～53.5 | 1,359.2 |
| | | | 後 | 9.0～38.2 | 520.8 |

鹿児島県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|------------------------|-------------|
| 県道 | 篠川下福線 | 大島郡瀬戸内町大字篠川字深山211番1地先内 | 平成25年10月18日 |

鹿児島県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|--|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 曾津高崎線 | 大島郡宇検村大字阿室字上磯平361番1地先から同村大字阿室字白小浜338番1地先まで | 前 | 33.2～51.5 | 93.3 |
| | | | 後 | 33.2～76.5 | 93.3 |

鹿児島県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年10月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--|-------------|
| 県道 | 曾津高崎線 | 大島郡宇検村大字阿室字上磯平361番1地先から同村大字阿室字白小浜338番1地先まで | 平成25年10月18日 |

鹿児島県告示第1090号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 中種子町 | 急・新開1，急・長園1，急・妙徳田1，急・上古坂1，急・柏木1，急・乗浜1，急・鳥越1，急・鳥越2，急・熊野山1，急・道田1，急・道田2，急・明石1及び急・道田3 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1091号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 中種子町 | 急・新開1，急・長園1，急・妙徳田1，急・上古坂1，急・柏木1，急・乗浜1，急・鳥越1，急・鳥越2，急・熊野山1，急・道田1，急・道田2，急・明石1及び急・道田3 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿

児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ加治木店
始良市加治木町反土1404番1 外9筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 変更年月日
平成25年8月29日
- 4 届出年月日
平成25年10月3日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ霧島剣之宇都店
霧島市国分剣之宇都町9番3 外14筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 変更年月日
平成25年8月29日
- 4 届出年月日
平成25年10月3日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ国分福島店
霧島市国分福島1528番1 外4筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更年月日

平成25年8月29日

4 届出年月日

平成25年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ鹿屋寿店
鹿屋市寿四丁目722番1 外3筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更年月日

平成25年8月29日

4 届出年月日

平成25年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦

覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ垂水店
垂水市潮彩町二丁目1番1 外1筆

- 2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 3 変更年月日
平成25年8月29日
- 4 届出年月日
平成25年10月3日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ川内宮内店
薩摩川内市宮内町2266 外7筆

- 2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 3 変更年月日
平成25年8月29日
- 4 届出年月日
平成25年10月3日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に

より次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ大口店

伊佐市大口里708 外8筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更年月日

平成25年8月29日

4 届出年月日

平成25年10月3日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ中種子店

熊毛郡中種子町野間16495番11

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更年月日

平成25年8月29日

4 届出年月日

平成25年10月3日
.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ東開店
鹿児島市東開町4番17

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 変更後 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更年月日

平成25年8月29日

4 届出年月日

平成25年10月3日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー指宿店
指宿市湊一丁目10番17号

2 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設3 B棟北側 27平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設3 B棟南側 37平方メートル

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時45分から午後10時15分まで

イ 変更後 午前6時から午後10時30分まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成26年6月1日
 - (2) 2の(2)及び(3) 平成26年10月1日
- 4 届出年月日
平成25年9月30日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年10月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年10月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー北指宿店
指宿市西方字石ヶ崎1463番地1 外14筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 変更前 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 変更後 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後10時
- 3 変更の年月日
平成25年10月1日
- 4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外1社
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,557平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 A棟東側 119台
第2駐車場 A棟屋上 188台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 A棟南東側 15台
第2駐輪場 A棟北東側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 A棟南側 97平方メートル
荷さばき施設2 B棟北東側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 A棟南側 24立方メートル
廃棄物等保管施設2 A棟南側 12立方メートル

廃棄物等保管施設3 A棟南側 12立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側及び南側
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年9月30日
-

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年10月18日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 一般業務用ノートパソコン 538台
 - (2) ソフトウェア 1本
 - (3) 液晶プロジェクター 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
I B J L 東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 5 落札金額
79,002,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年7月12日